過去最大規模となる中国公船と中国漁船による尖閣諸島周辺海域の 領海侵入及び漁業活動等に関する要請決議

本年8月5日から、過去最大規模となる15隻の中国公船と200隻から3 00隻の中国漁船が、尖閣諸島周辺海域に現れ、領海への侵入を繰り返した。

当市の行政区域である尖閣諸島は、歴史上も国際法上も我が国固有の領土であり、現に我が国が有効に支配しており、当市及び我が国の漁業者が良好な漁場としている。

中国公船と中国漁船は、外務省の駐日中国大使への厳重な抗議と現場の海上保安庁巡視船の警告を無視し幾度となく尖閣諸島の領海への侵入を繰り返すとともに、中国海警局に所属する中国公船は、同海域において、中国漁船に対して漁業行為を取り締まる漁業管轄権を行使したと見られており、このような行為や活動は、日中漁業協定でも認められていない。

今回の過去最大規模となる中国公船と中国漁船の尖閣諸島周辺海域での活動 及び操業と領海への侵入は、尖閣諸島における緊張を更に高める一方的な情勢 のエスカレーションであり、当市の漁業者をはじめとする多くの市民は大きな 不満を抱いている。

よって当市議会は、尖閣諸島の現状から、当市漁業者の安心安全な操業が出来る環境整備と海洋資源保全の確保、警戒監視体制の強化を強く要請する。

平成28年9月16日

石垣市議会

あて先

内閣総理大臣、国土交通大臣、外務大臣、内閣官房長官、海上保安庁長官水産庁長官